

松山空港国際線（ソウル線・釜山線）増便PR等業務委託仕様書

1 目的

令和6年10月27日（日）から令和7年3月29日（土）まで、週14便へ増便される松山ーソウル線（チェジュ航空）及び週6便へ増便される松山ー釜山線（エアプサン）について、同路線の魅力を発信するテレビCM等を制作・放映することにより、県内及び近隣県からのアウトバウンド利用の拡大につなげる。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

3 業務内容

（1）松山ーソウル線テレビCM及びビジョン用動画の制作

ア 尺・本数：テレビCM…長さは15秒、制作本数は2本以上

※愛媛県内用1本、高知県内用1本

ビジョン用動画…長さは15秒、制作本数は1本以上。

※テレビCM用に制作した動画をビジョン用に再編集することも可。

※より効果が期待できる提案がある場合はこの限りではない。

イ 内 容：週14便運航となる松山ーソウル線について、認知度向上はもとより、仁川空港での乗り継ぎ利用などの利便性を広く周知することで利用意欲を喚起し、搭乗率の上昇に寄与することが期待できるもの。

ウ 形 式：実写、アニメーション、CG等形式不問。

エ 素 材：基本的に受託者が用意すること。ただし、航空会社のロゴマーク及び機影が必要な場合は委託者が用意する。

（2）松山ー釜山線テレビCM及びビジョン用動画の制作

ア 尺・本数：テレビCM…長さは15秒、制作本数は2本以上

※愛媛県内用1本、高知県内用1本

ビジョン用動画…長さは15秒、制作本数は1本以上。

※テレビCM用に制作した動画をビジョン用に再編集することも可。

※より効果が期待できる提案がある場合はこの限りではない。

イ 内 容：週6便運航となる松山ー釜山線について、認知度の向上や搭乗率の上昇に寄与することが期待できるもの。

ウ 形 式：実写、アニメーション、CG等形式不問。

エ 素 材：基本的に受託者が用意すること。ただし、航空会社のロゴマーク及び機影が必要な場合は委託者が用意する。

（3）松山ーソウル線テレビCMの放映

ア 放映物：（1）で制作したテレビCM

イ エリア：愛媛県及び高知県

（放送局の指定はしないが、無料で視聴可能な放送局であること。）

ウ 回数：愛媛県内…80回以上

高知県内…100回以上

エ 期間：令和6年10月下旬から12月の間における1か月間程度。

ただし、詳細は協議会と協議の上決定すること。

（4）松山ー釜山線テレビCMの放映

ア 放映物：（1）で制作したテレビCM

イ エリア：愛媛県及び高知県

（放送局の指定はしないが、無料で視聴可能な放送局であること。）

- ウ 回 数：愛媛県内…80回以上
高知県内…100回以上
- エ 期 間：令和6年11月から12月の間における1か月間程度。
ただし、詳細は、協議会と協議の上決定すること。

(5) 松山ーソウル線ビジョン広告の放映

- ア 内 容：(1) で制作したビジョン用動画
- イ 場 所：高知県内2か所以上
- ウ 回 数：計7,000回/月 以上
- エ 期 間：令和6年11月から令和7年3月の5か月間程度。
ただし、詳細は、協議会と協議の上決定すること。

(6) 松山ー釜山線ビジョン広告の放映

- ア 内 容：(1) で制作したビジョン用動画
- イ 場 所：高知県内及び香川県内でそれぞれ1か所以上
- ウ 回 数：4,000回/県 以上
- エ 期 間：令和6年11月から12月の間における1か月間程度。
ただし、詳細は、協議会と協議の上決定すること。

4 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成し、提出すること。
- (2) 制作したCM動画及びビジョン用動画は放映開始前日までに記録媒体 (DVD) にコピー (1 枚) し、委託者に納品すること。
- (3) 委託業務完了後、契約書に定める実績報告書を作成し、協議会の完了検査を受けること。
- (4) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

5 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議会に提出し、承諾を得なければならない。

6 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

8 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第

27条及び第28条の権利を含む。)は、協議会に移転すること。

なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、協議会での使用を認めるものとする。

- (2) 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、事務局と受託者との協議のうえ決定すること。

個人情報取扱特記事項

[甲：松山空港利用促進協議会、乙：受託者]

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託

先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。